

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、関係法令を遵守し、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

## 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</li> <li>・瑞穂市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</li> <li>①児童扶養手当認定請求者からの認定請求書の受理、審査又は請求に対する応答</li> <li>②児童扶養手当受給者からの各種届出書の受理、審査又は請求に対する応答</li> <li>③認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付</li> <li>④児童扶養手当の支払い、過払い金の返還請求</li> <li>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の依頼</li> <li>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続に当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</li> <li>・上記事務の届出書類及び添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外にマイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能により受領し、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</li> </ul>
③システムの名称	【現行】児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能 【標準化】児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
【現行】児童扶養手当システムファイル 【標準化】児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報の提供】 17の項、81の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 【情報の照会】 20の項、81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 健康福祉部 子ども支援課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-322-3022

9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないような様式を設定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない各支給要件に該当する児童を監護する母、監護し、かつこれと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成31年3月13日	I 5. ①部署	福祉部 福祉生活課	健康福祉部 福祉生活課	事後	部名の変更に伴うもの
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	福祉生活課長 平塚 直樹	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年3月13日	I 8. 連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	部名の変更に伴うもの
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	IVリスク対策	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	I 5. ①部署	健康福祉部 福祉生活課	健康福祉部 子ども支援課	事前	組織改編による事務移管
令和3年3月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123	瑞穂市 健康福祉部 子ども支援課 058-322-3022	事前	組織改編による事務移管
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	事前	番号法の改正に伴うもの
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和2年12月1日 時点	令和4年2月3日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和2年12月1日 時点	令和4年2月3日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和4年12月27日	I 1. ②事務の概要	・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。	・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続に当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。 ・上記事務の届出書類及び添付書類について児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	事後	評価の再実施によるもの
令和4年12月27日	I 1. ③システムの名称	児童扶養手当システム／中間サーバー	児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	事後	評価の再実施によるもの
令和5年2月9日	II 1. 対象人数	令和4年2月3日 時点	令和5年2月7日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和5年2月9日	II 2. 取扱者数	令和4年2月3日 時点	令和5年2月7日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年2月8日	II 1. 対象人数	令和5年2月7日 時点	令和6年2月8日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年2月8日	II 2. 取扱者数	令和5年2月7日 時点	令和6年2月8日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年2月8日	IV. 8 監査	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	評価の再実施によるもの
令和6年11月27日	II 1. 対象人数	令和6年2月8日 時点	令和6年11月27日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年11月27日	II 2. 取扱者数	令和6年2月8日 時点	令和6年11月27日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年11月27日	I 1. ③システムの名称	児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	(現行)児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能 (標準化)児童扶養手当システム／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	事後	システム標準化によるもの
令和6年11月27日	I 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当システムファイル	(現行)児童扶養手当システムファイル (標準化)児童扶養手当システムファイル	事後	システム標準化によるもの
令和6年11月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表第1 第37項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表 第56項	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年11月27日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報の提供) 17の項、81の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 (情報の照会) 20の項、81の項	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年11月27日	IV5. 特定個人情報の提供・移転	[○] 提供・移転しない	[ ] 提供・移転しない 十分である	事後	錯誤